

# 国民健康保険に加入している方へ

## 産前産後期間相当分の 保険料が免除されます！

### 対象となる方等

- 令和5年11月1日以降に出産予定または出産した方で国民健康保険に加入している方が対象です。妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。
- 令和6年1月以降、出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

### 免除内容・対象期間

- その年度に納める保険料の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が免除されます。

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方			出産予定月			
多胎の方			出産予定月			

※産前産後期間相当分の所得割保険料と均等割保険料が年額から免除されます。産前産後期間の保険料が0円になるとは限りません。

※多胎妊娠の場合は、出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が免除されます。

※保険料が賦課限度額の場合は、免除にならないことがあります。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分のみが対象となります。

令和5年8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月
			出産月			

※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険料が免除されます。令和6年1月より前の期間については免除の対象となりません。

…対象期間

- 保険料が免除された場合、払いすぎになった保険料は原則還付されます。

### 届出に必要な書類

- ① 届出書
- ② 届出者の本人確認書類
- ③ 母子健康手帳など

※ 出産後に届出を行う場合、親子関係を明らかにする書類が必要になることがあります。

### 問い合わせ・届出先

荒川区福祉部国保年金課国保資格係 TEL 03-3802-3111（内線2373～2376）